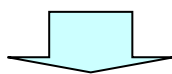


やまがた社会貢献基金 団体支援助成事業の流れ

ステージ 1【登録申請】

県民や企業の方々から団体を希望して寄附してもらうには、あらかじめ基金登録団体として登録しておく必要がありますので、団体の登録を申請してください。

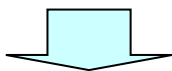
なお、申請は随時受け付けますが、登録は審査を経て決定しますので、申請すれば直ちに登録されるというわけではありません。（やまがた社会貢献基金 登録団体募集要項参照）



ステージ 2【登録の決定・寄附の募集】

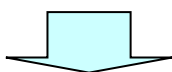
登録された団体については、基金ホームページや基金情報誌に掲載し、県民や企業の方々から寄附を募ります。（県がNPOに代わって寄附を募るのではなく、県が行うのはあくまでも登録された団体の情報提供です）

登録団体は、自ら県民や企業の方々に団体の活動等を積極的にアピールし、寄附を募ってください。



ステージ 3【寄附の受入れ】

登録団体には、審査時期に合わせて、その団体を希望した寄附の有無のみお知らせします。団体ごとの具体的な寄附額や寄附者は公表しません。

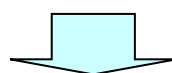


ステージ 4【審査・交付決定】

企画提案については、「やまがた社会貢献基金運営委員会」に諮り審査します。審査は提案内容が寄附者へのPRで掲げた内容と合致しているか、申請額は妥当か等の観点から行います。（審査時期：5月、8月、2月）

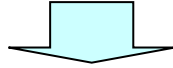
なお、審査会では、原則として提案内容について申請団体に直接説明していただきます。

また、審査結果は文書でお知らせしますので、それまでは当該事業に着手（経費の支出等）しないようご注意ください。



ステージ 5【事業実施】

事業実施について、報道機関に対して事業実施の積極的なプレスリリースをお願いします。なお、報道機関への情報提供に際しては、やまがた社会貢献基金団体支援助成事業として実施する事業であること等を明示してください。



ステージ 6【実績報告・精算】

事業が終了しましたら、「山形県NPO活動促進助成金交付要綱」に基づき事業実績報告書を事業の実施状況がわかる資料を添付して提出してください。

なお、助成金の精算払については、県が事業実績報告書を受領してから概ね1ヵ月後になりますので、あらかじめご了承ください。

※ 事業終了後、助成金が適正に使われたかを検査しますので、事業に係る領収書等は、必ず整理・保管しておいてください。



やまがた社会貢献基金

Yamagata Social Contribution Fund